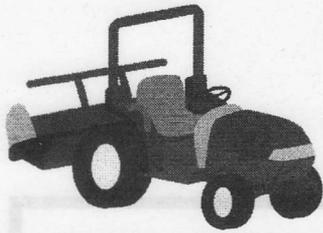


# トラクターやフォークリフトを お持ちの方へ



乗用装置のある農耕用の「トラクター、コンバイン、田植機」や「フォークリフト、ショベルローダー」などの小型特殊自動車は、軽自動車税(種別割)の課税対象となります。

公道を走行する・しないに関わらず、私有の田畑や工場・倉庫などで使用する車両、また現在使用していない車両についても、所有している場合は課税対象となります。

## 小型特殊自動車 Q&A

**Q1. 私有の田畑や工場・倉庫などでしか使わない(公道を走らない)のに、ナンバープレートをつけなくてはならないのですか？**

A1. トラクターやフォークリフトなどの小型特殊自動車は、公道走行の有無に関わらず、車両を所有していることに対して課税されます。車両を所有している場合はナンバープレート(課税標識)の取付けが必要となりますので、必ず申告し、交付を受けてください。

**Q2. 農耕用の小型特殊自動車には、どんな車両がありますか？**

A2. 農耕トラクター、刈取り脱穀作業車(コンバイン)、田植機、農業用薬剤散布車などで、乗用装置のあるものが対象です。  
※規格等は裏面をご確認ください。

**Q3. 農耕用以外に、どんな小型特殊自動車がありますか？**

A3. フォークリフト、ショベルローダー、タイヤローラー、グレーダー、アスファルトフィニッシャ、ターレット式構内運搬自動車、林内作業車、草刈作業車などがあります。  
※規格等は裏面をご確認ください。

**Q4. 税額はいくらですか？ 申告はどこでできますか？**

A4. 税額は農耕用の小型特殊自動車が年間2,400円、農耕用以外の小型特殊自動車が年間5,900円となります。

申告は、前橋市役所2階市民税課(34番)窓口で受付を行っています。

# 小型・大型特殊自動車の違いは？

農耕作業用自動車かそうでないかによって、分類方法が異なります。

## ① 農耕作業用自動車

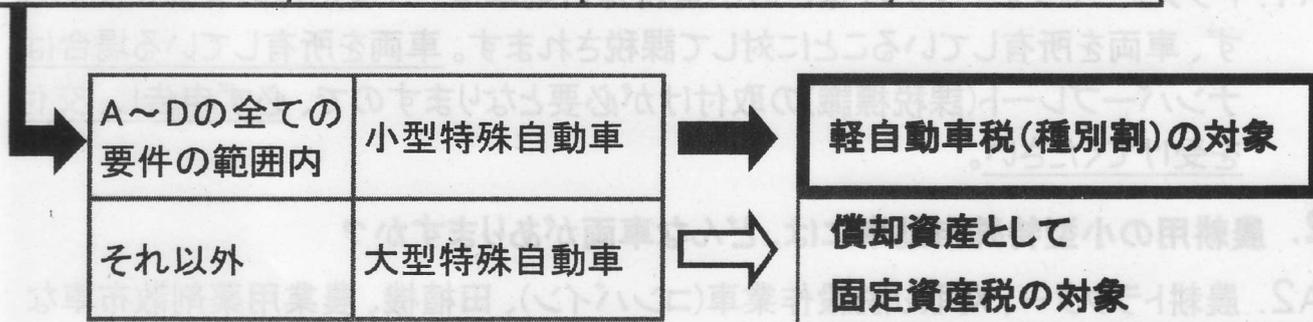
最高速度によって分類されます。



## ② 特殊自動車(農耕作業用自動車を除く)

車両の大きさと最高速度によって分類されます。

A 車両の長さ	B 車両の幅	C 車両の高さ	D 最高速度
4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15km/h以下



## 小型特殊自動車に関する問合せ

前橋市役所 市民税課 諸税係

電話 027-898-5842・5843 (直通)

FAX 027-224-1321

メール [siminzei@city.maebashi.gunma.jp](mailto:siminzei@city.maebashi.gunma.jp)

市HP <https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/zaimu/shiminzei/gyomu/2/21493.html>